

ミートツーリズム 市内観光地等周遊加算

<観光地等対応マニュアル>



ミートツーリズム推進委員会事務局

【お問合せ】ミートツーリズム推進委員会事務局

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号
(都城市役所みやこんじょPR課内)

TEL : 0986-23-2615 (平日 8:30~17:15)

Mail : kanko@city.miyakonojo.miyazaki.jp

■事業概要（団体ツアー向け）

【前提】ミートツーリズムツアー造成補助金をご利用いただくこと。

【概要】バスツアー等で、市の指定する施設に2か所立ち寄り、市の指定するお買い物クーポンを発行した場合や、酒蔵ツーリズム等をツアーに組み込んだ場合に補助額を加算します。

◇加算の条件（①or②どちらかを満たせばよい、併用不可）

- ① 市の指定する施設2か所に立ち寄り、どちらか一方の施設で市の指定する2,000円分のお買い物クーポンを発行した場合

<市の指定する施設>

施設名	住所	電話番号
道の駅都城NiQLL (ニクル) ※1	都城市都北町5225-1	0986-38-5529
道の駅山之口	都城市山之口町山之口2304-6	0986-57-5222
都城島津邸※2	都城市早鈴町18-5	0986-23-2116
焼酎の里 霧島ファクトリーガーデン※3	都城市志比田町5480	0986-21-8111
高千穂牧場	都城市吉之元町5265-103	0986-33-2102
関之尾公園※4	都城市関之尾町6615番地2	0986-57-8881

※1 道の駅都城内の「フルーツカフェBontino」「芋カフェOimo.」「レストランKichen Granma」では使用できません。

※2 都城島津邸内の「石蔵カフェ」では使用できません。

※3 霧島ファクトリーガーデン内の「霧島ファクトリーガーデンレストラン」「霧の蔵ベーカリー」では使用できません。

※4 関之尾公園内の「スノーピーク都城 ストア」でのみ使用できます。

- ② 観光協会で販売している酒蔵ツーリズム、若しくは道の駅都城で販売している燻製教室をツアーに組み込んだ場合 ※体験日の14日前までの受付となります。

体験メニュー	所要時間	金額 (税込)	住所	問合せ先
【柳田酒造】 焼酎飲み方講座等	2時間	3,700円	都城市早鈴町14 街区4号	都城観光協会 0986-38-2460
【大浦酒造】 酒造り体験等	2時間	5,000円	都城市乙房町 4113-1	都城観光協会 0986-38-2460
【道の駅都城】 手作りウイナー作り体験	2時間	3,000円	都城市都北町 5225-1	道の駅都城0986- 38-5529

◇補助金額

ツアー造成補助金を1人あたり2,000円加算

◇開始時期

令和5年10月1日 都城市宿泊分より

■必要な手続き

① 市の指定する観光地を2か所周遊する場合

【お買い物クーポン使用施設となった場合】

- ツアー当日、ツアーのお客様が利用する「都城市お買い物クーポン」の対応を行う。また、旅行会社が持参した「都城市お買い物クーポン利用証明書」を受け取る。
- 後日、旅行会社と「都城市お買い物クーポン」の清算を行い、その際、ツアー当日に受け取った「都城市お買い物クーポン利用証明書」に証明（会社名、押印等）をする。

【お買い物クーポン使用施設とならなかった場合】

- ツアー当日、旅行会社が持参した「観光地等滞在証明書」の内容を確認し、誤りがなければ証明（会社名、押印等）をする。
- ※「観光地等滞在証明書」はツアー当日、「都城市お買い物クーポン利用証明書」は清算時に必ず証明を行ってください。

② 観光協会で販売している酒蔵ツーリズム、若しくは道の駅都城で販売している燻製教室をツアーに組み込んだ場合

- 旅行会社と清算する際に、「体験メニュー利用証明書」を発行する。

■FAQ（旅行会社向けマニュアルに掲載しているもの）

Q1

「お買い物クーポン」を使用しない人がいた場合はどうなりますか。

A1

クーポンを利用した施設では、クーポンを利用した人数分の「都城市お買い物クーポン利用証明書」を発行してもらってください。補助金を市に申請する場合も、2,000円の加算金額は、クーポンを使用しなかった人の分は除いてください。「宿泊・飲食証明書」に記載の人数より「お買い物クーポン利用証明」の人数が少ないことは問題ありません。

Q2

お買い物クーポンの金額を1,000円にして、周遊した2ヶ所で使用することはできますか。

A2

お買い物クーポンの金額は2,000円で、使用は1ヶ所で統一くださるようお願いいたします。また、2,000円未満での利用額につきましてはお釣りは出ません。

Q3

酒蔵ツーリズムの予約や清算は直接酒造会社と行うのですか。

A3

予約及び清算、体験メニュー利用証明書の発行は都城観光協会で行います。観光協会にお問い合わせください。（TEL：0986-38-2460）

Q4

「観光地等滞在証明書」はお買い物クーポンを発行した施設でも押印等もらう必要がありますか。

A4

必要ありません。お買い物クーポンを発行しなかった施設でのみ押印等もらってください。

Q5

受注型企画旅行は対象となりますか。

A5

対象となります。但しお客様へお渡しする行程表に「利用施設の明記」が必要となります。

Q6

MTの補助金の条件に周遊加算は必須ですか？任意ですか

A6

任意となります。

Q7

立寄り施設への事前連絡は必要ですか。

A7

必要です。催行前に施設に連絡ください。